

令和2年第4回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和2年11月27日 午前10時30分開議

議 長

定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。

本日、第4回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

々

なお、お知らせしておきますが、8番片岡議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

々

これより、令和2年第4回川本町議会臨時会を開会します。

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番香取議員、2番中平議員を指名を致します。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。

々

お諮り致します。

本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

| | |
|----------------|--|
| 議 長 | 異議なしと認めます。 |
| 々 | よって、そのように「決定」致しました。 |
| 々 | 日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。 |
| 番外 野坂町長 | <p>おはようございます。本日、令和2年第4回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>依然として終息する気配の見えない、新型コロナウイルス感染症につきまして、その予防対策の徹底に、ご理解とご協力をいただいております議員の皆様、町民の皆様に、あらためまして心から感謝を申し上げます。</p> <p>全国的には、都市部を中心に、連日新たな感染者が発生しており、とりわけ11月に入り、県内でも感染者が発生するなど、再び感染が拡大する傾向にあることから、町といたしましては、国・県の措置や指導のもと、地域の医療機関等と一層連携して、感染防止対策に取り組んでまいります。</p> <p>先になされました、本年の人事院による給与勧告、また県の人事委員会による勧告は、こうした近年にない社会経済情勢が、踏まえられたものとなりました。</p> <p>このたび、この勧告による考え方を反映して、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案をとりまとめました。</p> <p>本日、ご提案申し上げます案件は、当該条例案件1件でございます。</p> <p>議員の皆様には、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 議 長 | 以上で、「町長あいさつ」を終わります。 |
| 々 | それでは、執行部から議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。 |
| 々 | <p>日程第4「議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。</p> <p>執行部より提案理由の説明を求めます。番外左田野総務財政課長。</p> |
| 番外左田野 総務財政課 | それでは、「議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明させていただきます。最終ページ、4ページに説 |

長

明資料を付けておりますので、そちらの方をご覧ください。

今回の改正は、人事院の勧告を受けて、国家公務員給与法が改正されたところで、地方においてもその内容及び県人事委員会の勧告内容を充分勘案の上、給与改定等所要の改定を行う必要があるため、改正を行うものでございます。今年度の勧告では、月例給につきましては、改正改定勧告が出されませんでしたでしたが、ボーナスにつきましては、期末手当について、0.05月分の引き下げの勧告が行われました。川本町でも、この勧告に準じて、期末手当を0.05ヶ月引き下げる事として、条例改正を上程させていただきました。なお、今年度分につきましては、既に6月分が支給されているため、12月分を0.05月分を引き下げます。来年度分につきましては、それぞれの期について0.025ヶ月ずつを引き下げるという事で、多段階の改正になっております。ですので、令和2年分が第1条として、今年度分の改正。第2条として、3年度に影響するところの改正という二段になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

それでは「議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

7番植田議員。

7番
植田議員

私は、この条例の改正に対して、賛成の立場で討論させていただきます。まず公務員の給与等は、先ほどありましたように人事院からの勧告、そして県等は人事の勧告に基づいて、人事委員会で決定されます。人事委員会を持たない町村は、この県の人事委員会に準ずるというふうになっております。そういう意味で県の委員会の勧告に従うという意味では、良いと思います。ただ町内のあらゆる業種、新型コロナの影響で本当に苦しんでおります。その中で、この0.05ヶ月分のカットが適正かと言えば、疑問に思われる町民の方も多々居られると思いますが、やはり役場職員、町のリーダーとしてしっかりと行政を行い、町の運営を町民を引っ張っていただきた

7番
植田議員
議長

い。そういう意味で、期待を込めて賛成をしたいと思います。以上。

ただいま反対討論がありました。
〔賛成討論です〕局長の声
賛成討論がありました。反対討論はありませんか。
〔ありません〕の声あり
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々
これより採決に入ります。
この採決は挙手により行います。

々
「議案第59号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々
よって、「議案第59号」は、原案のとおり「決定」されました。

々
以上で、本日の議事日程は、全て終了致しました。

々
これをもって、令和2年第4回川本町議会臨時会を閉会を致します。
(午前10時40分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容に
おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員